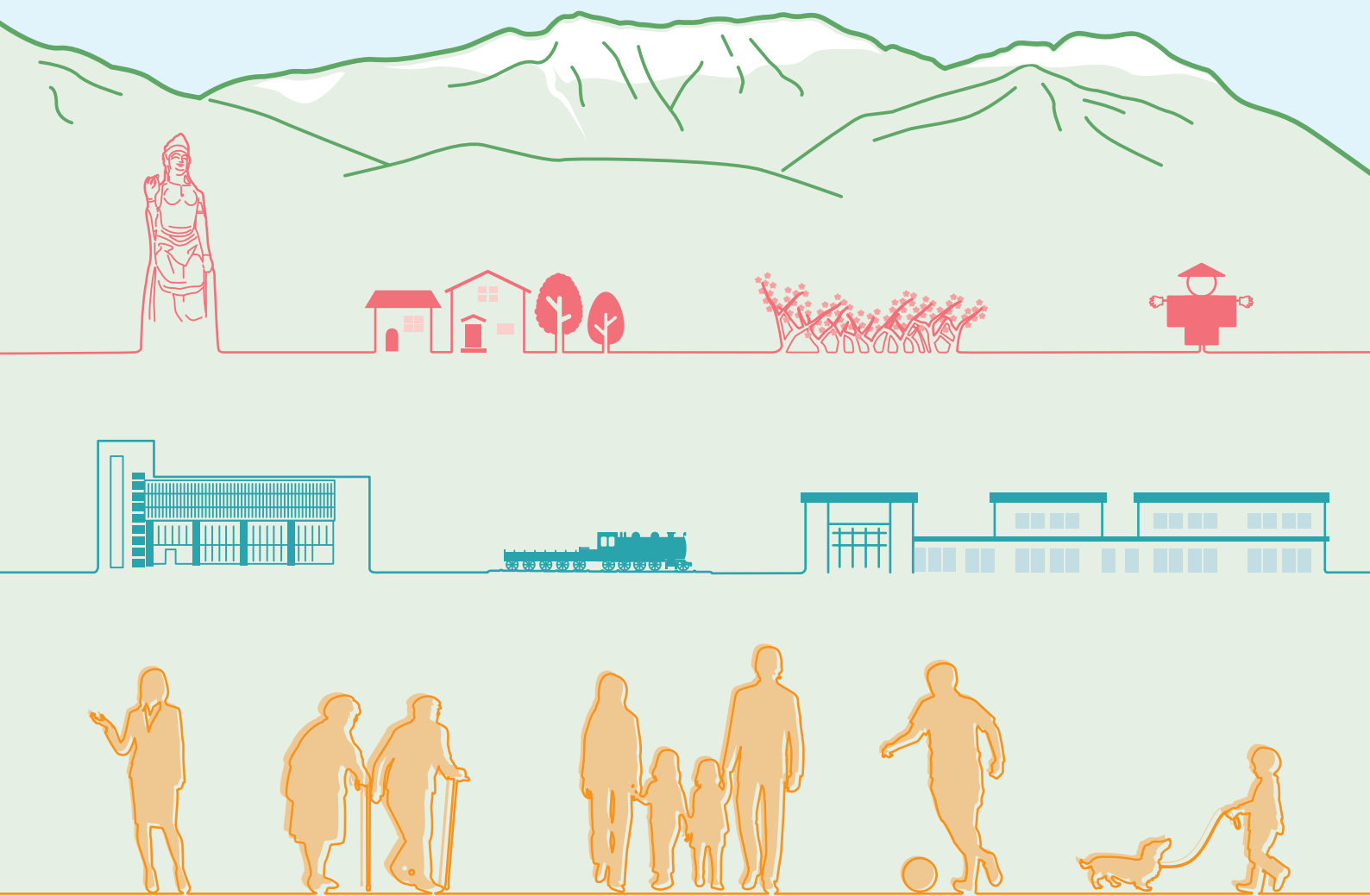


韮崎市第7次総合計画

2019年度～2026年度

すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にならさき
～ チーム韮崎で 活力ある まちづくり ～



総合計画とは

総合計画とは、まちづくり全体やまちの進むべき方向性を教育・福祉・環境・安全・自然・産業・協働・行財政など、あらゆる分野において、総合的に計画し、推進していくものです。

この計画に基づき、大きく変化している社会経済情勢に対応しながら、市民と行政が協働し、新しい時代にふさわしい8年後の韮崎市の目指す姿(将来像)を創造し、その実現に向けてまちづくりを推進するため、まちづくりの根幹となる最上位計画として、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる第7次総合計画を策定しました。

策定のための視点

第7次総合計画では、次の5つの視点を持って策定を進めました。

- 1 社会情勢や政策課題の将来的な環境予測に対応する視点
- 2 まちの魅力とブランド力を高める視点
- 3 地域連携と市民参画の視点
- 4 わかりやすい視点
- 5 個別計画等との関連性の確保

計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されます。

◆基本構想

まちづくりの将来像を明らかにしたうえで、その実現に向けた基本方向などを示したものです。

◆基本計画

基本構想に掲げた将来像及びまちづくりの基本方向を実現するために必要となる施策を分野別に体系化、具体化し、施策の展開方針や目標、市民と行政の役割分担によるまちづくりの指針を示すものです。

◆実施計画

基本計画で定めた施策を実現するための計画であり、具体的な事務事業計画を示すものです。

■総合計画の計画期間

西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基本構想	8か年							
基本計画	前期4か年				後期4か年			
実施計画	前期4か年				後期4か年			
	毎年度ローリング方式により運用							

将来像

将来像は、市民・地域・企業・行政がともにまちづくりを進めていくうえで、共通にイメージできる方向を示したものであり、将来に向けたまちづくりの指針としての意味が込められたものです。

将来的な視点でまちづくりを進めていくためには、この将来像に基づき、チーム韮崎をはじめとし、まちづくりに携わる人々が同じ目標に向かってそれぞれの取り組みを推進することが重要となります。

これまでのまちづくりの方向性やまちの魅力などを踏まえ、市民との協働により、市民一人ひとりが輝き、幸せを実感し、住みたくなるふるさtoを目指して、本市の将来像を『すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき』とします。

将来像

すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき

～ チーム韮崎で 活力ある まちづくり ～

本市は、恵まれた歴史・文化資源を有し、豊かな自然と富士山や八ヶ岳を望む美しい景観に抱かれながら、地域の絆が強く、峡北地域の中核都市として、産業や教育環境、保健・医療・福祉の充実を図ってきました。

また、これからのまちづくりは、市民一人ひとりがまちづくりの主役であるという自覚を持って、地域でお互いに協力し、市民によるまちづくりの仕組みをつくっていくことが重要となっています。

こうした市民によるまちづくりにより、地域に住む子どもから高齢者まで、すべての人が輝き、活力にあふれたまちを創造するとともに、まちを訪れた人も住みたくなる新たなふるさtoを目指します。このような新たな魅力に満ちあふれたまちが、チーム韮崎を中心として、市民と一緒に発展していくため、計画の推進テーマを「チーム韮崎で 活力ある まちづくり」とします。

さらに、本市の将来像を実現するため、市民と行政が共通認識を踏まえて創造します。

共通認識

1

夢と思いやりのあるまち

共通認識

3

強くて美しいまち

共通認識

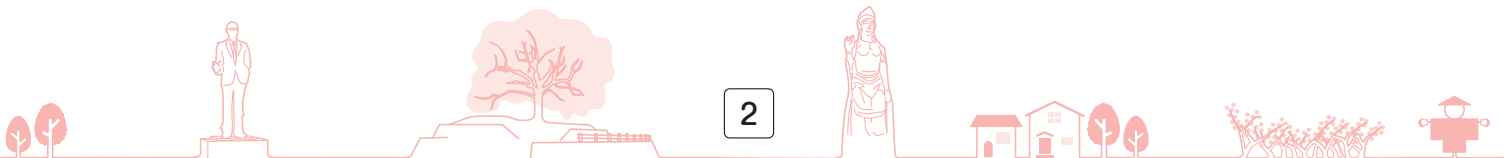
2

元気で豊かなまち

共通認識

4

市民が主役の持続可能なまち



将来人口の見通し

国勢調査の人口推移をみると、本市の人口は、2005年(平成17年)より減少傾向で推移しています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、減少傾向が続き、2030年には、25,173人まで減少すると予測されます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口が2,496人(9.9%)、15～64歳の生産年齢人口が13,216人(52.5%)、65歳以上の高齢者人口が9,461人(37.6%)と予測されます。

そこで、本計画の目標年次である2026年の想定人口を **約27,000人** とします。

土地利用構想

土地利用構想は、社会経済情勢や本市の土地利用の状況、国土利用計画、国・県などの土地利用施策の動向、関係法令などを踏まえた、今後の本市の適正な土地利用を促進するための基本的な方向を示すものです。

本市の将来像を実現するため、中心市街地とその周辺地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれ特性を発揮し、そこに住む人々がいきいきと安心して住み続けられるよう、総合的で長期的な土地利用を進めます。

土地利用の基本方針

- ◆コンパクトで密度の濃い市街地の形成
- ◆豊かな自然と美しい景観を次世代につなぐ土地利用
- ◆安全・安心に住み続けられる計画的な土地利用

Ⅲ

まちづくりの基本方向

本市の将来像の実現に向け、7つのまちづくりの基本方向を展開することとします。

基本方向 1 夢を持ち、明日を担う人材を育むまちづくり

政策 1 子と親をまるごと育むまちづくり

- 妊娠から出産、育児、子育てと、子どもを安心して生み、育てられる環境をより一層充実します。
- 子どもを持つ世代が住みやすい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。
- まちの将来を担う子どもたちが、夢と希望が持てる環境づくりを進めます。
- 幼児教育・保育環境などを充実するとともに、子育てに関する不安の解消のための取り組みや子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。

施策 1 子育て支援の充実

施策 2 子育て環境の整備

政策 2 やさしさと思いやりを育み、楽しく学べるまちづくり

- 子どもたちが、心身ともにたくましく成長し、自分をかけがえのない存在と意識し、本市に誇りが持てるような教育を推進します。
- 夢と希望を持ち、楽しく学べる教育環境を充実し、まちの将来を担う人材の育成に努めます。
- 韮崎から世界へ発信する夢のある教育を推進します。
- まちの歴史や文化にふれる学習や環境学習、さまざまな体験学習、食育の取り組みなど、地域に密着した、特色のある教育を推進するとともに、家庭・学校・地域が一体となった教育体制の整備を推進します。

施策 3 幼児教育の充実

施策 4 学校教育の充実

施策 5 青少年の健全育成と社会参加

政策3 誰もが「生きる」喜びを感じるまちづくり

- 市民の誰もが、生涯にわたって楽しく学び、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、市民のニーズに対応した学習機会の提供に努めます。
- 市民の誰もが、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯にわたる文化芸術活動の環境づくりに努めます。
- 市民とともに本市が育んできた歴史・文化を継承し、守っていくための活動を支援し、次世代につなげる土壌づくりを進めます。

施策6 生涯学習の推進

施策7 文化・芸術の振興

施策8 地域文化の創造・継承

基本方向2 思いやりあふれる福祉のまちづくり

政策4 地域の絆で支え合い、助け合う福祉のまちづくり

- 市民の誰もが、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるよう、市民が主体となって支え合い、助け合う地域の絆による福祉社会を実現します。
- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスの充実に努めるとともに、交流事業による理解の促進や雇用・就業による地域生活への移行を促進します。
- 高齢化の進行に伴い、高齢者福祉のニーズはますます多様化するため、元気な高齢者づくりに努めるとともに、介護予防などのサービスを重視しながら、健康を維持するための取り組みを引き続き充実します。
- 高齢者の生きがいづくりを進めるため、長年にわたり培ってきた知識や経験・技能を活かすことができる機会を拡充します。

施策9 地域福祉体制の確立

施策10 高齢者福祉の充実

施策11 障がい者福祉の充実

政策5 安心して暮らせる健全な社会保障のまちづくり

- 市民の誰もが、安心して生活するための社会保障システムについては、国民健康保険、国民年金、介護保険制度、後期高齢者医療制度など、制度の理解の促進と適正な運営に努めます。

施策12 国民健康保険・介護保険事業の運営

施策13 幅広い社会保障システムの構築

基本方向3 元気で健やかに暮らせるまちづくり

政策6 一人ひとりが、いつまでも健康なまちづくり

- 市民の誰もが、自らの健康に関心を持ち、健康な心と身体づくりに取り組むことができる環境づくりを推進し、健康寿命の一層の延伸に努めます。
- 健全な食生活の実現、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな学習機会の提供を推進します。
- 多様化・高度化する市民の医療ニーズに対応できるよう、保健・福祉も含めた連携を強化し、地域医療体制を充実します。

施策14 健康づくりの推進

施策15 医療体制の充実



政策7 誰もが明るく元気なスポーツのまちづくり

- 子どもから高齢者まで、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」、スポーツに親しむことのできる機会の提供に努めます。
- いつでも気軽にスポーツを楽しめるよう、施設の充実や効果的な管理・運用体制を図ります。
- スポーツを通して、地域・まちの活力づくりを支援・推進するため、スポーツイベントの実施・支援や地域スポーツ活動への支援を推進します。

施策16 スポーツ活動の充実

基本方向4 安全・安心に暮らせる強いまちづくり

政策8 災害に強いまちづくり

- 地震や台風などの自然災害に対し、安全・安心に暮らせるよう、防災力・減災力の向上に努めます。
- 防災・消防・救急体制の整備や治山・治水事業など、市民・関係機関・行政が一体となって地域を守る体制を整備します。

施策17 消防・救急体制の充実

施策18 防災体制の強化

施策19 治山・治水の推進

政策9 安全・安心なまちづくり

- 市民一人ひとりの防災・防犯・交通安全などに対する意識の高揚に努めます。
- 通学・通勤圏の拡大や観光振興、高齢者などの移動の支援を図るため、公共交通機関の利便性向上に努めます。
- 生活の利便性向上や産業の振興などを図るため、広域交通を支える高速道路、地域間を結ぶ幹線道路、地域の生活道路の整備を推進します。

施策20 交通安全・防犯の推進

施策21 公共交通網の整備

施策22 道路の整備

基本方向5 美しいふるさとを誇れるまちづくり

政策10 ふるさとの魅力と誇りを次世代につなげるまちづくり

- 本市の豊かな自然環境の保全・活用を推進し、市民とともに自然と共生するまちづくりを進め、自慢できる自然環境を次世代につなげていきます。
- より良い環境を次世代へ継承していくため、地球にやさしい資源循環型の生活環境づくりに努めます。
- 市民に対し、森林や河川など自然環境を守る意識の醸成を図るとともに、クリーンエネルギーの導入や環境にやさしい暮らし方の習慣化を推進します。
- 市民の誰もが、本市に魅力と誇りが持てるよう、美しい景観づくりを推進します。

施策23 自然環境の保全

施策24 資源循環型社会の構築

施策25 美しい景観の創造

政策11 心地よい定住環境のあるまちづくり

- 本市の健全な発展と秩序ある整備、豊かな自然と美しい景観の活用を図るため、市街地、住宅地、農山村などそれぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を進めます。
- コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すため、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市として、コンパクトシティの推進を検討します。
- 活力あるまちを創造するため、中心市街地・商店街の活性化を推進します。
- 自然や田園、公園・緑地などの環境や景観に配慮した空間づくりを進め、心地よく魅力ある住宅環境の整備に努めます。
- 安全な水を安定して供給する上水道、河川や農業用水の水質保全を図るための下水道など、地域の実情に応じた整備を計画的に進めます。

施策26 計画的な土地利用

施策27 地域性を重視した市街地の整備

施策28 住宅・宅地の整備

施策29 公園整備の充実

施策30 上下水道の整備

基本方向6 魅力と活力に満ちた豊かなまちづくり

政策12 地域の特産品を活かしたまちづくり

- 高付加価値農産物の生産やらさきブランドの創出、6次産業化を支援するとともに、生産基盤整備や営農支援体制の整備を推進し、農林業経営の強化に努めます。
- 耕作放棄地の解消や農林業従事者の後継者確保、新規就農者への支援などに努めるとともに、今後増加が予想される農業法人の育成を推進し、農林業の振興を図ります。

施策31 農林業生産基盤の整備

施策32 農林業の振興

政策13 魅力と活力があふれるまちづくり

- 関係機関と連携し、地域の消費者ニーズを捉えた商業展開を支援し、市民への豊かな消費生活の提供と地域の活気を生み出す商業の振興を図ります。
- 市民交流センターの充実などを通じて駅周辺の集客をさらに充実するとともに、空き店舗の活用などにより、中心市街地の活性化に努めます。
- 県内でも有数の産業都市として、先端工業の展開をさらに促進するため、整備中の中部横断自動車道の優位性などを活用して、企業誘致などに努めるとともに、労働力不足や人材不足への対応を図ります。
- 中小商工業者の経営体質の強化を支援します。

施策33 商業の振興

施策34 工業の振興

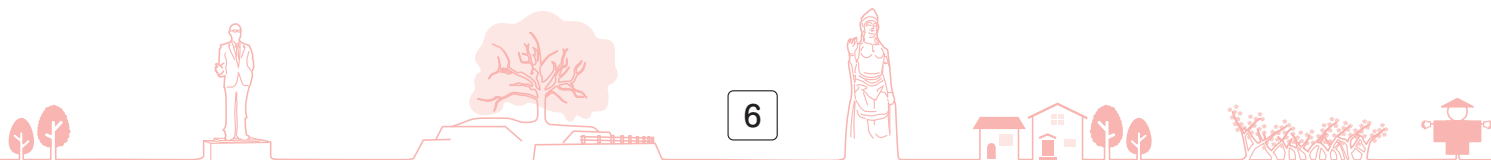
施策35 経営改善の支援

政策14 訪れる人が豊かさを実感できるまちづくり

- 本市の豊かな自然、歴史・文化などを活用した多様な観光資源の魅力を向上させ、訪れる人が豊かさを感じる観光振興に努めます。
- 整備中の中部横断自動車道の活用や2027年先行開業予定のリニア中央新幹線を視野に入れることなど、より広域な観光ルートの形成を図るとともに、国内だけでなく、世界に向けての情報発信に努めます。

施策36 観光基盤の整備

施策37 魅力ある観光施策の充実



政策15 豊かさが実感できる働きやすいまちづくり

- 地域経済の活性化や若者の定住促進を図るため、地域の資源を活用した産業の育成や起業を支援するとともに、雇用機会創出に向けた、企業誘致などを推進します。
- 若年者、高齢者、女性、障がい者などの就業の促進、仕事と家庭の両立支援をはじめ、多様な働き方が可能となる働き方改革の促進に努めます。

施策38 雇用の促進・安定

施策39 勤労者福祉の充実

基本方向7 市民が主役の持続可能なまちづくり

政策16 交流にあふれ、みんなが住みたくなるまちづくり

- 国際化時代への認識を高め、国際感覚豊かな人材の育成を図るため、姉妹都市・友好都市との交流を推進するとともに、市民主体の交流が発展するよう、支援に努めます。
- 市民や訪れた人が潤いややすらぎを感じられるよう、さまざまな交流の機会を創出し、活力あるまちを創造します。
- 本市が誇る自然や田園、公園・緑地など環境や景観に配慮した空間づくりを進めるとともに、若い世代が住みたくなる生活環境を充実し、住みたい・帰ってきたいまちを目指します。

施策40 定住対策の促進

施策41 地域間交流・国際交流の推進

政策17 市民の力、地域の力が活きる協働のまちづくり

- 子どもから高齢者まで、世代や男女を問わず、地域の誰もが、ふれあい、支え合い、助け合うまちを目指し、さまざまな交流を推進するとともに、地域コミュニティ活動の活性化を支援します。
- 市民の誰もが、まちづくりの主役となり活躍できるよう、情報の共有やまちづくり団体の育成・支援など、チーム韮崎が中心となり、地域の力が活きる市民協働のまちづくりを行う体制整備を推進します。
- 市民の役割についての意識の共有化や気運の醸成に努めるとともに、市民協働をさらに広く浸透させるため、広報誌などで市民に対するPRを強化します。
- 男女がお互いの人格を尊重し、女性があらゆる分野において社会参画できる環境づくりを進めます。

施策42 積極的な情報発信・情報共有

施策43 市民が参加できる機会の創出

施策44 市民等との協働の推進

政策18 効率的・効果的・柔軟で計画的な行政運営

- 多様化する行政課題や地方分権の動向に対応するため、効率的・効果的・柔軟で計画的な行政運営を推進します。
- 文化ホールや小中学校、公営住宅などの多くの公共施設は、老朽化が進む状況にあるため、「韮崎市公共施設等総合管理計画」を推進し、長期的な視点をもって、継続可能な公共施設などの適正配置、適正な管理運営に努めます。
- ふるさと納税を充実し、地場産業の振興と市の魅力を全国にPRするとともに、ふるさと納税を活用した地域振興を推進します。

施策45 効率的な行政運営の推進

施策46 公共施設の適正な管理

施策47 健全な財政運営の推進

施策48 適正な職員配置と人材育成

韮崎市第7次総合計画【概要版】

発行日／平成31年(2019年)3月
発行／山梨県 韮崎市

編集／総合政策課
〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号
TEL. 0551-22-1111(代) FAX. 0551-22-8479
<https://www.city.nirasaki.lg.jp/>